# についての消防計画

○○年○○月○○日作成

第１　目的及びその適用範囲等

１　目的

この計画は、①消防法第８条の２第１項及び第36条の規定に基づき、②　　　　　全体の防火・防災管理について必要な事項を定め、火災、地震その他の災害の予防並びに人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

２　適用範囲

③この計画に定めた事項については、次の部分及び者に適用し、該当する者はこれを守らなければならない。

⑴　②　　　　　の敷地並びに②　　　　　内の全ての事業所の占有部分及び共有部分

⑵　②　　　　　内の④全ての事業所に勤務し、又は出入りする全ての者

⑶　②　　　　　の⑤防火・防災管理上必要な業務（以下「防火・防災管理業務」という。）の一部を受託している者（以下「受託者」という。）

３　管理権原の及ぶ範囲

⑴　⑥この計画において、各事業所の管理権原者の権原の及ぶ範囲は、別記１「管理権原者と権原の及ぶ範囲」のとおりとする。

⑵　⑴に規定する権原の及ぶ範囲は、各事業所の消防計画（以下「事業所消防計画」という。）においてもその範囲を明記する。

４　防火・防災管理業務の一部委託について⑦【該当・非該当】

⑴　委託者からの指揮命令

受託者は、この計画に定めるところにより、各事業所の管理権原者、統括防火・防災管理者、各事業所の管理権原者がそれぞれ選任した防火・防災管理者（以下「事業所防火・防災管理者」という。）、統括管理者等の指示・指揮命令等の下に適正に業務を実施する。

⑵　委託者への報告

受託者は、防火・防災管理業務の実施状況について、定期に統括防火・防災管理者に報告する。

⑶　防火・防災管理業務の委託状況

別表１「防火・防災管理業務の一部委託状況表」のとおりとする。

⑷　統括防火・防災管理者は、業務把握のために受託者が実施する防火・防災管理業務について、別表２「全体についての防火・防災管理業務一部委託の契約書等の内容チェック表」に基づき、委託契約等の内容を確認する。

第２　管理権原者、統括防火・防災管理者及び事業所防火・防災管理者の責務

１　⑧管理権原者の責務

⑴　管理権原者は、事業所消防計画に基づき、事業所防火・防災管理者に防火・防災管理上必要な業務を行わせるとともに、この計画の定めるところにより統括防火・防災管理者が行う防火管理業務の推進に協力し、防火対象物及び建築物その他の工作物（以下「防火対象物等」という。）全体の安全性の向上に努めなければならない。

⑵　管理権原者は、統括防火・防災管理者を協議して定め、防火対象物等全体についての防火・防災管理上必要な業務を行わせなければならない。

なお、協議の方法は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　とする。

⑶　管理権原者は、統括防火・防災管理者を定め、選任したとき又は解任したときは、　　　  
　　　に届けなければならない。

⑷　⑶の届出は、管理権原者の代表者が行う。

⑸　⑨管理権原者は、統括防火・防災管理者が全体の消防計画を作成又は変更する場合は、必要な指示を与えなければならない。

２　統括防火・防災管理者の責務

⑩統括防火・防災管理者は、防火対象物等全体の防火・防災管理業務を適正に行うため、次の事項を行う。

⑴　全体の消防計画を作成し、又は変更すること。

⑵　全体の消防計画の管理権原者への周知に関すること。

⑶　全体の消防計画に基づく消火、通報及び避難などの訓練の定期的な実施に関すること。

⑷　廊下、階段、避難口、防火区画、防火設備その他の避難施設の維持管理に関すること。

⑸　その他防火・防災管理上必要と認める事項に関すること。

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |

３　統括防火・防災管理者の権限

統括防火・防災管理者は、防火対象物等全体の防火・防災管理業務の実効性を確保するため、事業所防火・防災管理者による次の防火・防災管理業務が行われていないと認める場合は、事業所防火・防災管理者に対して次の事項を指示できる。

⑴　防火対象物等の廊下等に、避難の障害となる物件を置いてある状態が是正されない場合の当該物件の除去

⑵　全体の消防計画に従って実施される訓練に参加しない場合の訓練参加の要請

４　事業所防火・防災管理者の責務

⑴　事業所防火・防災管理者は、統括防火・防災管理者の指示を遵守するとともに、次に掲げる防火・防災管理上必要な事項について統括防火・防災管理者に報告し、又は承認を受けなければならない。

ア　事業所防火・防災管理者に選任又は解任されたとき

イ　事業所消防計画を作成又は変更したとき

ウ　防火対象物等の法定点検の実施及び当該結果

エ　消防用設備等及び特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）の法定点検の実施及び当該結果

オ　防火・避難施設等の定期調査の実施及び当該結果

カ　建物並びに防火施設、避難施設及び消防用設備等の不備又は欠陥を確認したとき又はそれらを改修したとき

キ　火気を使用する設備若しくは器具（以下「火気使用設備器具等」という。）又は電気設備の新設、移設、改修等を行うとき

ク　臨時に火気を使用するとき

ケ　大量の可燃物の搬入又は危険物を貯蔵若しくは取り扱うとき

コ　客席の位置又は避難通路の変更を行うとき

サ　用途（一時的を含む。）を変更するとき

シ　催し物を開催するとき

ス　事業所消防計画に定めた訓練を実施するとき

セ　統括防火・防災管理者から指示された事項を履行したとき

ソ　その他防火・防災管理上必要な事項

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |

⑵　事業所防火・防災管理者が、事業所消防計画を作成するときは、この全体の消防計画に適合させなければならない。

第３　統括防火・防災管理協議会

１　協議会の設置等

⑴　②　　　　　全体の防火・防災管理を行うため、②　　　　　内の全ての管理権原者で構成する「②　　　　　統括防火・防災管理協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、⑪構成員は、別表３「統括防火・防災管理協議会構成員組織表」のとおりとする。

⑵　協議会には、会長、副会長及び若干名の役員を置く。

⑶　会長は、各管理権原者の協議により選出し、副会長及び役員は、会長の指名後各管理権原者の同意を得る。

⑷　会長は、協議会の代表を務めるとともに、各管理権原者と相互に意思疎通を図り、協議会の円滑な運営に努める。

⑸　副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。

⑹　会長は、各管理権原者と協議して統括防火・防災管理者を選任又は解任し、　　　　　　へ届け出る。

⑺　協議会の事務局は、会長の事業所に置き、会長又は統括防火・防災管理者の指示を受けて協議会の事務を行う。

２　⑫協議会の審議事項等

⑴　協議会は、②　　　　　全体の防火・防災管理に係る次の事項について審議し、決定する。

ア　協議会の設置及び運用に関すること。

イ　協議会の会長の選任に関すること。

ウ　統括防火・防災管理者に付与する建物全体についての防火・防災管理上の権限に関すること。

エ　全体の消防計画の内容及び建物全体についての防火・防災管理上必要な事項に関すること。

オ　全体の消防計画と事業所消防計画との整合に関すること。

⑵　協議会の会議は、定例会と臨時会とし、次のように開催する。

ア　定例会は、　　　月及び　　　月の年２回開催する。

イ　会長が必要と認めるときは、臨時会を開催できる。

ウ　会長が必要と認めるときは、統括防火・防災管理者に出席を求めることができる。

第４　全体についての防火・防災管理業務

１　出火防止

⑬統括防火・防災管理者は、防火対象物等内外の共用部分の出火防止対策を推進するため、事業所防火・防災管理者と協力して次の事項を徹底する。

⑴　火気使用設備器具等の設置又は使用の管理・監督

⑵　喫煙管理

⑶　可燃物、危険物品等の管理

⑷　放火防止対策

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |

２　点検及び検査

防火対象物等における点検及び検査は、次のとおり実施する。

⑴　⑭防火対象物等の法定点検

ア　消防法第８条の２の２の規定に基づく防火対象物の法定点検及び消防法第36条において準用する消防法第８条の２の２に基づく防災管理対象物の法定点検は、別記１「管理権原者と権原の及ぶ範囲」に規定する各管理権原者の責任により実施する。

イ　アの点検の実施に当たって必要な場合には、他の管理権原者の権原が及ぶ範囲への立入りを認めるなど相互に協力しなければならない。

ウ　アの点検を実施する場合は、事業所防火・防災管理者等が立ち会う。

エ　防火対象物等の法定点検は、　　　　　　　　に委託して行う。

⑵　⑮消防用設備等の法定点検

ア　消防法第17条の３の３の規定に基づく消防用設備等の点検は、②　　　　　の所有者の責任で別表４「消防用設備等・特殊消防用設備等点検計画表」により実施する。

イ　⑴、イ、ウ及びエの規定は、アの点検の実施に準用する。

⑶　⑯自主点検

統括防火・防災管理者は、事業所消防計画に基づき実施される各事業所の自主点検の実施及び結果について定期的に確認する。

⑷　点検及び結果の記録

統括防火・防災管理者は、⑴及び⑵の点検の結果を取りまとめ、管理権原者の確認を受けるとともに当該記録を防火・防災管理維持台帳に３年間保管する。

⑸　⑰不備、欠陥等の改修

ア　管理権原者は、⑴、⑵又は⑶の点検の結果、明らかになった不備、欠陥事項については、速やかに改修する。

イ　管理権原者は、アの改修終了後、直ちに統括防火・防災管理者に報告する。

３　消防訓練

⑴　⑱訓練の実施時期及び内容

消防法第８条の２及び第36条に基づく防火対象物等の全体についての消防訓練は、次のとおり実施する。

ア　訓練実施時期…火災予防運動期間の前後の11月及び3月並びに防災週間の8月から9月

イ　訓練内容…消火、通報及び避難その他防火・防災管理上必要な訓練

⑵　統括防火・防災管理者は、訓練を実施する場合には、あらかじめ「消防訓練通知書」により、　　　　　　に通知する。

⑶　⑲統括防火・防災管理者は、別表５の「消防訓練実施結果表」により、訓練結果を検証し、当該検証結果を次回の訓練に反映させるとともに、当該結果表を防火・防災管理維持台帳に３年間保管する。

⑷　訓練実施時の安全対策

訓練指導者は、統括管理者とし、訓練実施時における訓練参加者の事故防止の徹底を図るため、次の安全措置を講じる。

ア　訓練実施前

(ア)　訓練に使用する施設、資器材及び設備等は、必ず事前に点検を行う。

(イ)　統括管理者は、各事業所防火・防災管理者に事前に訓練参加者の健康状態を把握させ、必要な報告を求める。

イ　訓練実施時

(ア)　統括管理者は、訓練実施において、施設、資器材及び設備等に異常を認めた場合は、直ちに訓練を中止するとともに必要な措置を講じる。

(イ)　統括管理者は、訓練指導補助者等を要所に配置し、各操作などの安全を確認させる。

ウ　訓練終了後

使用した資器材等の収納時には、手袋、ヘルメット等を着装させるなど十分に安全を確保させる。

４　避難施設の維持管理及びその案内

統括防火・防災管理者は、次の事項を遵守させることで、廊下、階段、避難口、防火区画、防火設備その他の避難施設を適正に管理する。

⑴　⑳廊下、階段、避難口、避難通路その他の避難施設

ア　避難の障害となる施設を設け又は物品を置かないこと。

イ　床面は、避難に際し、つまづき、すべり等を生じないよう維持すること。

ウ　避難口等に設ける戸は、容易に解錠し、開放できるものとし、開放した場合は、廊下、階段等の幅員を有効に確保すること。

⑵　防火区画及び防火設備その他の火災発生時の延焼防止の設備

ア　開放式防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を有効に確保するとともに、防火戸の開閉位置を明示し、当該位置に閉鎖の障害となる物品を置かないこと。

イ　閉鎖式防火戸は、くさび等により開放状態となることがないように維持管理すること。

ウ　防火戸に近接して延焼の媒体となる可燃性物品を置かないこと。

⑶　避難経路の案内

統括防火・防災管理者は、事業所防火・防災管理者及びその他の防火・防災管理業務に従事する者に廊下、階段、避難口、防火区画、防火設備その他の避難施設を把握させるとともに必要に応じて避難経路図を掲出させる。

５　ガス漏えい事故防止対策

ガス漏えい事故及び出火防止対策は、当該ガスを使用する事業所の事業所防火・防災管理者が事業所消防計画に定める。

第５　自衛消防活動

１　自衛消防組織の編成

㉑管理権原者は、消防法第８条の２の５の規定に基づき、火災、地震その他の災害等の初期の段階における消火活動、消防機関への通報、在館者等の避難誘導その他の災害による被害の軽減のための必要な業務を行うため、自衛消防組織を設置し、編成は別表６のとおりとする。

⑴　㉒自衛消防組織には、統括管理者を置き、本部隊及び地区隊を編成する。

ア　統括管理者は、②　　　　　所有者の②　　　　　　　の自衛消防業務講習修了者がその任に当たる。

イ　統括管理者は、その任務を代行する者（以下「統括管理代行者」という。）を定める。

⑵　本部隊に班を置く。

ア　本部隊に置く班は、通報連絡班、初期消火班、避難誘導班、安全防護班及び応急救護班とし、各班に班長を置く。

イ　アの班長には、自衛消防業務講習修了者を充てる。

ウ　本部隊の活動拠点は、㉓　　　　　　　　　　とし、防災センター勤務員を本部隊の各班に配置する。

⑶　地区隊は、各事業所単位に設置し、地区隊長及び班を置く。地区隊に置く班は、通報連絡班、初期消火班、避難誘導班、安全防護班及び応急救護班とする。

⑷　自衛消防組織の主たる任務は、別表７のとおりとする。

２　自衛消防組織の運用体制

⑴　㉔統括管理者は、管理権原者の命を受け、組織が有効に機能するように自衛消防活動を統括管理する。

ア　統括管理者は、火災、地震その他の災害が発生した場合の自衛消防活動について、その指揮、命令の一切の権限を有する。

イ　統括管理者は、各地区隊長との連携を密にし、昼夜又は営業時間内外を問わず、必要な体制が確保できるよう努める。

ウ　統括管理者は、防災センターと自衛消防組織との連携を図るため、指揮命令系統を明確にし、情報伝達の体系を構築する。

エ　統括管理者は、消防隊への必要な情報提供等を行い、消防隊との連携を図る。

⑵　地区隊長は、担当区域の初動措置の指揮統制を図るとともに、統括管理者へ報告及び連絡を密に行わなければならない。

⑶　管理権原者は、統括管理代行者に対し、⑴の統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令等の権限を付与する。

⑷　統括管理者は、自衛消防組織の基本編成による活動では対応が困難と認められる場合には、本部隊又は地区隊の各班の人員を増強又は移動するなどの運用を行う。

⑸　営業時間外に災害等が発生した場合には、消防機関に通報後、在館者が必要な初動措置を行うとともに管理権原者、事業所防火・防災管理者及び統括管理者に連絡し、それらの指示、命令の下に活動を行う。

３　自衛消防組織の装備

㉕管理権原者は、自衛消防組織に必要な装備品を準備するとともに維持管理に努めなければならない。

⑴　自衛消防組織の装備品は、別表８のとおりとする。

⑵　自衛消防組織の装備品は、防災センターに常時使用可能な状態で保管し、定期的に点検を行い、当該結果を記録する。

４　自衛消防組織の指揮命令系統

㉖管理権原者は、災害発生の報告を受けた場合は、次により統括管理者に指揮に当たらせる。

⑴　防災センターに自衛消防本部の設置

⑵　収集情報及び地区隊長からの報告に基づく自衛消防活動の開始時期の決定

⑶　消防機関到着後の自衛消防組織の活動状況及び災害状況の報告並びに消防機関の指揮下での活動

⑷　自衛消防業務の一部委託等による派遣員への本部隊又は地区隊での活動の指示

５　㉗地下街等で接続された場合における災害時の避難対策★

(1)　防火・防災管理者は、災害発生時における在館者の避難を原則として当該事業所が存する建築物等で完結できるようあらかじめ避難経路図を定め、避難誘導を行う。

ア　避難経路図は、㉘　　　　　　　　　　　　に掲出する。

イ　避難誘導は、第８、８、(3)の避難誘導に基づき行う。

(2)　防火・防災管理者は、災害の規模等により、当該事業所が存する建築物等のみでの避難が困難と思われる場合は、当該事業所内の在館者の全部又は一部をあらかじめ定めた地下街等の接続部を活用した避難経路に基づき避難誘導を行うとともに地下街等で接続された他の建築物等への連絡を行う。

ア　避難経路図は、㉘　　　　　　　　　　　　に掲出する。

イ　避難誘導は、地下街等の接続部の案内に留意して第８、８、(3)の避難誘導に基づき行う。

第６　火災発生時の初期活動

１　通報及び連絡

㉗火災が発生したときには、火災の発生を確認した者又は地区隊の通報連絡班は、直ちに119番通報するとともに　　　　　　並びに統括防火・防災管理者、統括管理者及び事業所防火・防災管理者に連絡する。

２　初期消火

⑴　火災発生現場の近くにいる者は、直ちに従業員等と協力して初期消火を行う。

⑵　地区隊の初期消火班は、統括管理者の指揮下で、相互に協力して消火活動を行う。

３　㉘避難誘導

⑴　地区隊の避難誘導班は、在館者等を安全な場所へ避難誘導する。

⑵　地区隊の避難誘導班は、避難誘導の際に、逃げ遅れた者及び負傷者等の情報収集に努め、知り得た情報を統括管理者に報告する。

４　安全防護

⑴　地区隊の安全防護班は、逃げ遅れた者がいないことを確認後、防火戸及び防火シャッターを確実に閉鎖する。

⑵　地区隊の安全防護班は、防火戸及び防火シャッターの閉鎖状況を統括管理者に報告する。

５　応急救護

⑴　㉙本部隊の応急救護班は、地区隊の応急救護班と協力して負傷者の応急手当を行い、負傷者を速やかに医療機関へ搬送するため、救急隊との連絡を密に行う。

⑵　㉚本部隊の応急救護班は、負傷者の氏名及び負傷程度その他必要事項を把握し記録するとともに、統括管理者に報告する。

⑶　㉛本部隊の応急救護班は、負傷者の発生状況から必要と認めた場合には、統括管理者に指示を求め、自衛消防本部に隣接して応急救護所を設置する。

６　自動火災報知設備等と連動した通報（自動通報）への対応

㉜自動通報を利用している事業所防火・防災管理者は、自動火災報知設備が作動し、火災通報装置から消防機関へ通報された場合には、必要な初動対応を行うとともに統括防火・防災管理者に報告する。

第７　震災に備えての事前対策

１　震災に備えての任務分担

㉝管理権原者は、別記１「管理権原者と権原の及ぶ範囲」に基づき、事業所ごとに必要な点検、検査等の任務分担を行う。

２　建築物等の点検及び補強

⑴　統括防火・防災管理者は、建築物の倒壊及び建築物に付随する付属設備（看板、装飾塔等）の転倒・落下防止の措置状況を定期的に点検するとともに必要な場合は補強対策を行う。

⑵　統括防火・防災管理者は、地震の被害予測及びハザードマップ等から建築物等に影響を及ぼすと予測される危険実態を把握するとともに必要な対策を講じる。

３　オフィス家具等の転倒・落下・移動防止措置

㉞統括防火・防災管理者は、事業所防火・防災管理者が実施するオフィス家具等の転倒・落下・移動防止措置の状況を確認し、地震により転倒・落下・移動等のおそれがある場合は、事業所防火・防災管理者に転倒・落下・移動防止措置の実施を促す。

４　危険物等の流出防止措置

統括防火・防災管理者は、事業所防火・防災管理者が実施する危険物等の点検結果を確認し、地震により危険物の漏えい又は出火危険のおそれがある場合は、事業所防火・防災管理者に必要な措置の実施を促す。

５　火気使用設備器具等の安全措置

統括防火・防災管理者は、事業所防火・防災管理者が実施する火気使用設備器具等の点検結果を確認し、地震により出火危険のおそれがある場合は、事業所防火・防災管理者に必要な措置の実施を促す。

６　避難経路の確保

統括防火・防災管理者は、事業所防火・防災管理者が実施する避難施設及び防火施設等の点検結果を確認し、地震発生時に避難に支障がある場合は、事業所防火・防災管理者に必要な措置の実施を促す。

第８　地震発生時の活動

１　㉟初期対応

⑴　在館者の安全確保

㊱統括管理者は、在館者の安全確保のため、揺れが収まった後直ちに次の内容を放送する。

ア　エレベーター及びエスカレーターの使用禁止

イ　転倒・落下・移動してきた物からの身体防護

ウ　屋外への飛び出し禁止

エ　地区隊長による二次災害発生防止のための建物、火気使用設備器具等、危険物施設の点検の実施

⑵　情報収集

ア　情報は、災害活動拠点の防災センターに一元化して収集する。

イ　防災センター勤務員は、建物図面等を速やかに準備する。

ウ　防災センター勤務員は、気象庁の地震情報、津波情報を収集する。

エ　防災センター勤務員は、総合操作盤、館内テレビモニター、管内巡視員等から情報を収集する。

⑶　自衛消防本部の設置

統括管理者は、一定震度以上の地震が発生したとき又は被害発生が予測される揺れを感じたときは、防災センターに自衛消防本部を設置し、活動を開始する。

⑷　防災センター機器障害発生時の対応

統括管理者は、防災センターの総合操作盤等に障害が発生し、情報収集が困難となった場合には、速やかに通報連絡員を増員し、館内を巡回させ、情報収集を行う。

⑸　情報の提供

ア　㊲防災センター勤務員は、揺れが収まった後、速やかに館内放送を行い、在館者の不安感の除去に努めるとともに負傷者の発生状況及び館内の被害状況の提供を呼び掛ける。

イ　防災センター勤務員は、館内の被害状況を逐次提供するとともに余震等に対する注意喚起を行う。

⑹　通報及び連絡

ア　消防機関への通報

㊳火災並びに要救助者及び負傷者が発生した場合の消防機関への通報は、統括管理者の指示に基づき、通報連絡班班長又は統括管理者が指名した者が行う。

イ　関係者への連絡

㊴統括管理者は、別記２の緊急連絡網により、関係者及び関係機関への連絡を行う。

２　㊵緊急地震速報の活用

⑴　防災センター勤務員は、ラジオやテレビの受信体制の確保に努める。

⑵　緊急地震速報を受信した場合は、避難口等の防火戸の電気錠を解錠し、避難路を確保する。

⑶　緊急地震速報を受信した場合は、統括管理者の指示に基づき、別記３の放送文例で館内一斉放送を行う。

⑷　火元責任者等は、火気使用設備器具等の電源及び燃料弁を遮断する。

⑸　統括管理者及び地区隊長は、緊急地震速報受信時の対応マニュアルを別に作成し、これに基づく訓練を実施する。

３　㊶被害状況の確認及び伝達

⑴　統括管理者は、次により被害状況の早期把握に努める。

ア　総合操作盤、自動火災報知設備、監視カメラ、各設備モニター、従業員等からの報告

イ　各地区隊長からの担当区域における被害及び活動状況の報告

ウ　地震発生直後の情報収集は、負傷者、閉じ込め者の発生状況、火災等の二次災害の発生の有無、建物構造等の損壊情報を優先とする。

エ　自動火災報知設備の受信機又は副受信機で火災表示灯が点灯している場合は、警戒区域一覧表と照合して、直ちに感知器発報場所に駆け付け、火災発生の有無を確認する。

オ　エの確認は、原則として階段を使用する。

カ　ウの情報に対応する優先順位は、人命安全、避難手段の確保及び機能維持とする。

⑵　被害状況等の伝達

ア　統括管理者は、地区隊長に対し建物全体の被害状況及び各隊の活動状況を伝達し、災害活動の円滑化及び在館者の不安解消に努める。

イ　統括管理者は、帰宅困難者の発生に備えた交通機関の運行状況及び二次災害に備えた正確な情報の把握に努め、必要に応じて在館者に伝達する。

４　地震による出火防止

⑴　出火防止の徹底

地震による火災は、同時多発するとともに消防用設備等の損壊等による機能低下、また、消防隊の迅速な駆け付けが困難となることから出火防止を徹底する。

⑵　火災の早期発見と初期消火

ア　各地区隊長は、担当区域内の出火危険箇所に初期消火班を派遣し、早期発見及び初期消火に当たらせる。

イ　複数の出火箇所がある場合には、避難経路を優先して消火活動を行う。

５　区画の形成

㊷統括管理者は、被害の拡大防止を図るため、次により区画を形成する。

⑴　防火戸、防火シャッター、防火ダンパー等を閉鎖する。

⑵　火災が発生した場合は、出火階の防火戸及び防火シャッターは優先して閉鎖する。

⑶　空調設備は、原則として停止する。

６　㊸救出救護

⑴　救出救護の原則

ア　損壊建物等の下敷きとなっている者の救出活動は、同時に火災が発生している場合には、原則として火災制圧後に行う。

イ　救出の優先順位は、生命の危険が切迫している者を優先とするが、多数の要救助者が発生している場合には、救出作業が容易な者を優先とする。

⑵　二次災害の防止

ア　要救助者及び救出作業実施者の安全確保のため、監視員を配置し、二次災害の防止に努める。

イ　救出作業現場には、消火器や水バケツを用意する。

ウ　救出作業でチェーンソーやエンジンカッター等を使用する場合は、取扱いを熟知した者が行い、事故防止に努める。

⑶　応援要請

地区隊長は、救出活動に際し必要と認める場合は、統括管理者に応援要請を行うとともに、周囲の者に協力を求める。

⑷　㊹応急救護所の設置及び搬送

ア　本部隊の応急救護班は、大きな揺れが収まった後、自衛消防本部隣接の㊺　　に直ちに応急救護所を設置する。

イ　応急救護班は、負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに緊急を要する場合は、地域防災計画に定められた救護所又は医療機関に搬送する。

ウ　救護活動に当たっては、救出場所、時間、程度等を記入した傷病者カードを活用する。

エ　消防機関による搬送が困難である場合は、搬送手段及び経路を選定し、早期の搬送に努める。

７　㊻エレベーター停止への対応

⑴　初期対応

ア　本部隊は、地震の揺れが収まった後、速やかにインターホンで各エレベーターに呼び掛けを行い、閉じ込め者の有無を確認する。

イ　閉じ込め者が発生した場合は、直ちにエレベーター管理会社の緊急連絡先に通報する。

ウ　閉じ込め者の発生したエレベーターの停止位置を確認し、インターホンを活用して閉じ込め者に対する呼び掛けを行うとともに救出に関する情報を伝達する。

エ　エレベーター管理会社の到着が遅れると見込まれる場合で、エレベーター管理会社の「閉じ込め者発生時の救出訓練」等に参加し救出技術を習得している者がいる場合は、速やかに救出活動を行う。

オ　エレベーター管理会社が到着した場合は、エレベーター停止位置及び閉じ込め者の状況を伝達し、係員を現場に誘導する。

⑵　復旧

地震動により停止したエレベーターは、地震の強弱にかかわらず安全確認が行われるまでは使用禁止を徹底する。

⑶　報告等

ア　従業員等がエレベーターに閉じ込められた場合は、インターホンで防災センターに連絡し、閉じ込め者の数及び負傷者の有無を報告する。

イ　エレベーターの閉じ込めの発生を確認した者は、速やかに防災センターに報告する。

⑷　救出技術の向上

ア　統括管理者は、エレベーター管理会社が行う「閉じ込め者発生時の救出訓練」等に本部隊員等を参加させ、救出技術の向上を図る。

イ　統括管理者は、別に定める地震発生時のエレベーター対応マニュアルに基づき訓練を実施し、本部隊員等の活動能力の向上を図る。

８　㊼火災発生時の対応

⑴　通報・連絡

ア　火災が発生したときには、火災を発見した者又は地区隊の通報連絡班は、119番通報及び防災センターへ火災の状況を通報するとともに、周囲の者に連絡する。

イ　統括管理者は、アの通報を受け、119番通報が行われていない場合には、本部隊の通報連絡班又は防災センター勤務員に、119番通報させるとともに、放送設備により地区隊の活動を指示する。

ウ　ぼやで消えた場合であっても、消防機関へ通報する。

エ　管理権原者、統括防火・防災管理者、統括管理者その他連絡をする必要がある者が不在のときは、別記２の緊急連絡網により連絡する。

【自動火災報知設備と放送設備が連動の場合】

(ア)　自動火災報知設備の受信機に火災表示を認めたときは、本部隊の初期消火班は、消火器、マスターキー、携帯電話等を持って現場へ急行する。

(イ)　現場に急行した本部隊の初期消火班は、非常電話等により状況を連絡する。

(ウ)　本部隊の通報連絡班又は防災センター勤務員は、現場から火災である旨の連絡を受けた場合には、直ちに119番通報を行う。

(エ)　本部隊の通報連絡班又は防災センター勤務員は、火災の状況によって非常放送設備を手動に切り替え、必要な事項を放送する。

(オ)　在館者の混乱を防ぐため、本部隊及び地区隊の構成員のみにわかる暗号文を放送する場合には、感知器が発報した旨の放送のあとに放送設備を手動で起動させ、別記４の放送文例により放送する。

⑵　初期消火

ア　本部隊の初期消火班は、出火場所に急行し、積極的に初期消火活動を行う。

イ　地区隊の初期消火班は、近くにある消火器及び屋内消火栓設備を用いて消火する。

⑶　㊽避難誘導

ア　地区隊の避難誘導班は、避難経路図に基づいて、避難誘導する。

イ　放送設備、携帯用拡声器等を使用して落ち着いて行動するよう誘導する。

ウ　避難方向が分かりにくいときは曲がり角などに誘導員が立って誘導する。

エ　地区隊の避難誘導班は、負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、統括管理者に報告する。

オ　エレベーターによる避難は、原則として禁止する。

⑷　安全防護

ア　逃げ遅れた者がいないことを確認後、防火戸や防火シャッターを閉鎖する。

イ　空調設備及び常用エレベーターの使用は、禁止する。

９　避難施設及び建物損壊への対応

⑴　㊾避難経路の選定及び確保

ア　統括管理者は、総合操作盤、館内テレビモニター等からの情報並びに本部隊通報連絡班及び地区隊長からの被害状況から総合的に判断して安全な避難経路の選定を行う。

イ　統括管理者は、防火戸、防火シャッター等の開閉等の機能障害を把握した場合には、速やかに代替の避難経路を地区隊長に指示する。

ウ　統括管理者は、防災センター勤務員に対して避難経路確保に係る訓練を実施する。

⑵　㊿防火区画等の損壊への対応

統括管理者は、建物損壊やオフィス家具等の転倒・落下・移動等により防火戸及び防火シャッター等に閉鎖障害が発生した場合は、当該区画内の要避難者の確認及び避難誘導を行う。

⑶　スプリンクラー設備等の損壊の確認及び対応

ア　スプリンクラー設備等の自動消火装置の損壊等が確認された場合は、出火に備え消火器及び水バケツ等を配置するとともに水損防止措置を図る。

イ　スプリンクラー設備等の自動消火装置の損壊等により自動消火の対応ができない区域への立入りを禁止する。

10　ライフライン等の機能不全への対応

⑴　統括管理者は、防火対象物全体でガス、電気、水道、通信途絶時は、非常用電源等及び非常用物品を活用し、対応する。

⑵　ガス漏れ火災警報設備によりガスの漏えいを知り得た者は、直ちに事業所防火・防災管理者及び統括防火・防災管理者に報告し、防火対象物等内の在館者等及びその他防火・防災管理業務に従事する者が相互に協力してガス爆発及び中毒による災害等の発生を防止する。

11　避難誘導

⑴　避難誘導活動要領

ア　統括管理者は、地震の発生後収集した各種情報に基づき、別図の避難判断基準により、避難の要否を判断する。

イ　防災関係機関から避難勧告又は避難命令が出された場合には、アの規定にかかわらず速やかに避難誘導を行う。

ウ　避難誘導を行う際は、視聴覚障害者、外国人等へ配意する。

⑵　避難の実施

ア　統括管理者及び地区隊長は、避難の準備として一時的に身体の安全が図れる場所での待機を指示する。

イ　統括管理者は、全館一斉避難が必要と判断した場合は、階・区画別に避難の順序を決定する。

ウ　避難の開始に当たって統括管理者は、地区隊長と連携して、各階の避難経路に誘導員を配置する。

エ　統括管理者は、自力避難困難者の対応のため、応急救護班から介助要員を指定し、対応に当たらせる。

オ　避難誘導に際して避難誘導班の班長は、逃げ遅れ者の有無を確認し、完全に避難が終了した場合は、本部に避難終了の連絡を行う。

⑶　一時退避場所への避難

②　　　　　は、耐震構造上震度６強程度の揺れに対しての安全の確保が図られていることから、原則として屋外への避難は行わないこととするが、事業所内の天井の落下、収容物の転倒・落下・移動等又は火災の発生等の人命危険が予測される場合には、一時退避場所である　　　　に避難する。

⑷　避難場所への避難

火災の延焼状況及び建物の損壊、倒壊等の状況から危険が切迫している場合は、地域防災計画に定める避難場所へ誘導する。

ア　誘導に際して、避難場所（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）までの順路、道路状況、被害状況について説明する。

イ　避難は、徒歩とする。

ウ　避難誘導には拡声器、メガホン、懐中電灯等を活用するとともに誘導員を配置する。

エ　避難に際しては、ブレーカーの遮断及びガスの元栓の閉鎖を行う。

12　帰宅困難者対策

防火・防災管理者は、地震等による交通障害の発生等により帰宅困難となる従業員及び在館者等の支援のため次の事項を行う。

⑴　各交通機関の運行状況及び被害の発生状況の情報収集

⑵　帰宅困難者への情報の提供

⑶　帰宅困難者の状況の関係機関への報告

⑷　待機場所の設置及び支援物資の配布

13　災害復旧活動

⑴　二次災害の発生防止

防火・防災管理者は、災害復旧に伴う二次災害の発生防止のため次の事項を行う。

ア　火気使用設備器具等、電気器具等からの火災発生防止のため、必要に応じて使用禁止とする。

イ　再供給時の出火防止のため、ガスの元栓及び電気のブレーカーを遮断する。

ウ　危険物品は安全な場所へ移管し、又は保管場所への立入りを禁止する。

エ　避難経路の確保及び建物内の損壊場所の応急措置を行う。

オ　消防用設備等の使用の可否の確認及び消火器等を安全な場所へ集結する。

カ　エレベーター、エスカレーター、空調設備等の使用再開に備えて安全確認を行う。

キ　給水活動の開始に備え、水道配管等の漏水確認を行う。

⑵　復旧活動上の安全確保

防火・防災管理者は、復旧工事及び建物の使用再開に伴い、次の事項を行う。

ア　復旧作業等の関係者に対する出火防止等の再徹底

イ　復旧作業等に伴う立入禁止区域の設定及び設定の周知

ウ　復旧作業等に伴い変更となる避難経路等の周知

⑶　応急活動終了後の対応

ア　被災後の建物の使用に係る手続き（使用の中止・継続・再開等に係る判断手順等）

イ　応急活動終了後の従業員の体制（帰宅等に係る判断手順等）

ウ　備蓄物資等を転用する場合の手順等

エ　従業員・在館者等で帰宅困難者が多数発生している場合の対応

オ　近隣の防火対象物への応急活動支援

第９　消防隊に対する情報提供及び消防隊の誘導

１　消防隊に対する情報提供

統括管理者は、火災、地震その他の災害が発生した際に消防隊に情報提供を行うため、次に掲げる図書を　　　　　　に配置する。

⑴　防火対象物等概要表、案内図、平面図、詳細図、立面図、断面図、展開図、室内仕上げ表及び建具表等

⑵　火気使用設備器具等の位置及び構造の状況を示す図

⑶　危険物又は大量可燃物の保管場所を示す図

⑷　防火・防災管理維持台帳

⑸　別記１「管理権原者と権原の及ぶ範囲」

⑹　別記２「緊急連絡網」

２　消防隊の誘導

統括管理者は、火災、地震その他の災害等が発生し、消防隊の出場を要請した場合には、防火対象物等の　　　　　に消防隊の誘導のために必要な人員を配置する。

第10　警戒宣言が発令された場合の対策

１　自衛消防組織

東海地震注意情報の発表又は警戒宣言が発令された場合の自衛消防組織の編成及び任務は、別表７の自衛消防組織の任務（任務表）の「警戒宣言が発令された場合の組織編成」及び「警戒宣言が発令された場合の任務」の欄に示す編成及び任務とする。

２　情報の伝達

統括管理者は、警戒宣言が発令されたときは、次により在館者等に情報の伝達を行う。

⑴　情報の伝達に先立ち、地区隊の避難誘導班を在館者等の誘導に必要な場所に配置する。

⑵　⑴の配置完了後、在館者等に放送設備を活用して情報を伝達する。

３　避難誘導

統括管理者は、警戒宣言が発令されて、避難の必要があると認めた場合は、次により避難誘導を実施する。

⑴　本部隊の避難誘導班は、放送設備を活用して落ち着いて行動するよう呼び掛ける。

⑵　エレベーターによる避難は、原則として禁止する。

⑶　地区隊の避難誘導班は、非常口、特別避難階段附室前、曲がり角及び行き止まり等に配置する。

⑷　地区隊の避難誘導班は、携帯用拡声器、懐中電灯、警笛等を活用して避難方向を明確に示し、誘導する。

⑸　地区隊の避難誘導班は、避難終了後、速やかに人員点呼を行い、状況を本部に連絡する。

４　施設の点検及び整備並びに応急対策

⑴　本部隊の初期消火班は、防火対象物等及び附属設備（看板、装飾塔等）の倒壊、落下及び転倒防止の措置状況を確認し、不備等が認められた場合には、必要な措置を行う。

⑵　本部隊の安全防護班は、事業所に設置してある火気使用設備器具等の自動消火装置又は燃料の自動停止装置等について確認し、不備等が認められた場合には、必要な措置を行う。

⑶　地区隊の初期消火班は、事業所が管理する危険物、劇毒物及び高圧ガス等の貯蔵及び取扱場所の状況を確認し、転倒・落下・移動・浸水などによる出火危険が予測される場合には、必要な措置を行う。

⑷　地区隊の安全防護班は、各事業所のオフィス家具等の転倒・落下・移動防止措置状況を確認し、不備等が認められた場合には、必要な措置を行う。

５　地震による被害の防止措置

統括防火・防災管理者は、地震発生による被害の発生防止措置として、次の事項を指示する。

⑴　出火防止

火災発生のおそれのある火気使用設備器具等は、原則として使用中止とする。

⑵　被害拡大防止

ア　窓ガラス等の破損及び散乱防止措置

イ　オフィス家具等の転倒・落下・移動防止措置

ウ　避難通路の確保

エ　非常口の開放

６　防災訓練の実施

統括防火・防災管理者は、警戒宣言が発令された場合に、在館者が迅速かつ適切な活動ができるように地域で実施される訓練等に合わせて次の訓練を実施する。

⑴　大規模地震対応総合訓練

⑵　部分訓練

ア　指揮訓練

イ　避難訓練

ウ　救出救護訓練

エ　安全防護訓練

⑶　その他の訓練

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |

７　教育及び広報

統括防火・防災管理者は、警戒宣言が発令された場合に、在館者が迅速かつ適切な活動ができるように地震予知情報又は警戒宣言発令時の対応に必要な知識及び技術を高めるために防災週間等の期間に次の教育を実施するとともに、関係機関から提供される警戒宣言等に係る資料を活用して防災意識の啓発を図るための広報活動を行う。

⑴　地震予知情報又は警戒宣言発令時の対応

⑵　在館者が守るべき事項

⑶　関係機関の対応

⑷　その他警戒宣言発令時の安全確保のために必要な事項

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |

第11　津波に係る地震防災対策

１　津波情報の収集

統括管理者は、ラジオやテレビの受信体制の確保に努めるとともに地震が発生した場合には、直ちに当該受信体制を強化する。

２　自衛消防組織

津波に係る情報が発表された場合の自衛消防組織の編成及び任務は、別表６と別表７の自衛消防組織の任務（任務表）の「津波警報等が発令された場合の組織編成」及び「津波警報等が発令された場合の任務」の欄に示す編成及び任務とする。

３　避難の命令

統括管理者は、１により津波に関する情報を受信した場合は、直ちに放送設備を活用して在館者に伝達するとともに、指定された高所避難場所への避難を命ずる。

４　防災訓練の実施

統括防火・防災管理者は、津波に関する情報が発せられた場合に、在館者が迅速かつ適切な活動ができるように次の訓練を実施する。

⑴　大規模地震対応総合訓練

⑵　部分訓練

ア　高所避難訓練

イ　指揮訓練

ウ　救出救護訓練

エ　安全防護訓練

⑶　その他の訓練

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |

５　教育及び広報

統括防火・防災管理者は、津波に関する情報が発せられた場合に、迅速かつ適切な活動ができるよう必要な知識及び技術を高めるために防災週間等の期間に次の教育を実施するとともに、関係機関から提供される津波発生時の対応に係る資料を活用して防災意識の啓発を図るための広報活動を行う。

⑴　津波の発生が予測される場合の対応

⑵　在館者が守るべき事項

⑶　その他津波からの安全確保のために必要な事項

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |

第12　その他の災害に対する対応

管理権原者は、地震以外の大規模な事故又はテロ等による毒性物質の発散その他の特殊な災害が発生した場合には、次の対応を行う。

１　統括管理者は、テロ等による毒性物質の発散があった場合若しくは発散のおそれがあるとの連絡を受けた場合又は大規模な事故等により多数の死傷者等の発生を覚知した場合は、直ちに立入禁止区域を設定し、在館者に避難を命ずる。

２　１の避難に際しては、第８、８、⑶の避難誘導に準じて対応する。

３　統括管理者は、１の情報を直ちに警察等に通報し、その指示に従う。

第13　教育及び各種対策

１　防火教育の実施

⑴　統括防火・防災管理者は、事業所防火・防災管理者及びその他の防火・防災管理業務に従事する者に対して、防火・防災管理上必要な知識及び技術を高めるための各種教育情報を提供する。

⑵　各事業所の従業員に対する防火教育は、事業所防火・防災管理者が事業所消防計画に基づき実施することとし、その実施に際し必要がある場合には統括防火・防災管理者が支援する。

⑶　統括防火・防災管理者が実施する防火・防災教育は、防火対象物全体の消防訓練等の実施に合わせ行う。

⑷　管理権原者は、統括防火・防災管理者、事業所防火・防災管理者及び火元責任者その他の防火・防災管理業務に従事する者に対する知識及び技術を高めるために消防機関が実施する各種防火・防災関連行事に積極的に参加させる。

２　防火・防災教育の内容

防火対象物等の防火・防災管理業務に従事する者に対する防火・防災教育の内容は次による。

⑴　全体についての防火・防災管理に係る消防計画の周知徹底

⑵　各事業所の権原の範囲と責務等

⑶　自衛消防組織の編成とその任務

⑷　消防用設備等、防災設備等の機能及び取扱い要領

⑸　廊下、階段、避難口、防火区画、防火設備等の避難施設の維持管理

⑹　地震対策その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動に関する事項

⑺　その他火災予防上及び自衛消防活動上必要な事項

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |

３　甲種防火管理再講習及び防災管理再講習

管理権原者は、甲種防火管理新規講習を修了した者及び防災管理講習を修了した者に、講習修了後又は再講習修了後に法令に基づく再講習を受講させる。

４　工事中の安全対策

⑴　統括防火・防災管理者は、複数の事業所にわたる増築、改築、模様替え等の工事が行われる場合、当該工事を行う事業所防火・防災管理者と協力して「工事中の消防計画」を作成し、  
　　　　　　へ届ける。

⑵　統括防火・防災管理者は、各事業所が行う用途変更、間仕切りの変更、内装等の工事等又は催し物の開催に係る不定期な工事等に関して、必要に応じて工事又は催し物等の計画内容、法令の適否及び火気管理等の確認を行う。

５　放火防止対策

統括防火・防災管理者は、放火防止対策として次の事項を徹底する。

⑴　防火対象物等内外の可燃物等の除去

⑵　死角となりやすい場所及び洗面所等の可燃物等の除去

⑶　物置、空室、倉庫等の施錠管理

⑷　不審者等への声掛け

第14　雑則

本計画に基づき、経費を必要とする事業を行うときは、その都度協議し、経費の分担を決定する。

　　附　則

　この計画は、　　　年　　　月　　　日から施行する。